

子育て・新婚世帯の皆さん魚津市に移住しませんか？

魚津市子育て新婚世帯移住助成金



最大助成金額

40万円

子育て世帯

30万円



- ・中学3年生以下のお子様がいる世帯(申請日時点)

新婚世帯

10万円



- ・婚姻後2年以内
- ・転入前に婚姻していること

※令和6年3月31日までに転入した世帯は助成金額が異なります。

電子地域通貨「MiraPay」での交付となります。

○ 交付までの流れ（交付は申請月の翌月になります。）

① 申請書類一式を地域協働課定住応援室に提出



② 交付決定の案内送付（申請月の翌月に郵送します。）



③ 地域協働課窓口までお越しいただき、MiraPayの交付！（MiraPayアプリのダウンロードをお願いします。）

詳細・MiraPayアプリダウンロードは裏面をご覧ください

対象世帯

- (1) 魚津市に転入後2年以内であること。
(本市から転入後、1年以内に再転入した世帯を除く)
- (2) 転入時に民間賃貸住宅に居住していること。
- (3) 申請日における年齢要件を満たしていること。
- (4) 婚姻後2年以内かつ魚津市に転入する前に婚姻していること。
(新婚世帯助成金)
- (5) 転入日が世帯全員同日であること。
- (6) 市税等を滞納していないこと。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

申請期限

- ・転入日（住民登録日）から2年以内



年齢条件

世帯属性	条件
夫婦世帯	夫婦の年齢の合計が89歳以下
ひとり親世帯	44歳以下

提出書類（①、②はホームページよりダウンロードできます）

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 住民票の写し（申請日を含め1週間以内のもの）
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 戸籍謄本・婚姻受理証明書（新婚世帯助成金のみ）
- (6) 戸籍の附票の写し



HPはこちら



TOYAMA ONE Wallet
アプリのご準備をお願いいたします。



【App Store】



【Google Play】

問い合わせ・書類提出先

お気軽にお問い合わせください！

魚津市役所 地域協働課 定住応援室（市役所2階）
TEL:0765-23-1095 Mail:teiju@uozu.lg.jp

